

地域組織における幹事選出に関する規則

- 23. 5、10 理事会制定
- 24. 1. 19 理事会変更
- 25. 1. 9 理事会変更

(目的)

第1条 この規則は、本会定款第5条第1項に規定する支部その他地域組織（以下「地域組織」という。）の幹事選出に関する事項について定める。

(所掌)

第2条 地域組織における幹事の選出に関わる事項は、役員候補者選出選挙管理委員会が所掌する。

(立候補制)

第3条 地域組織における幹事は、当該地域における正会員からの立候補者に対し、同地域の正会員による選挙により選出する。

(選挙権)

第4条 選挙権を有する者は、役員改選前年の12月末日までに入会している正会員とする。ただし立候補受付締切日までに退会した者は除く。

(被選挙権)

第4条の2 地域組織幹事の立候補者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 役員改選前々年の12月末日までに入会している正会員であること
- (2) 倫理審査規則第14条第1項第1号ないし第3号に規定される議決処分を受けていないこと
- (3) 地域本部幹事への立候補に当たっては、次のいずれかに該当しなければならない。
 - ① 本会もしくは地域組織における役員、委員会委員もしくは部会幹事としての役職経験が合わせて2年間以上あること
 - ② 当該地域本部の幹事立候補者を除く、選挙権を有する正会員5名以上の推薦があること

(選挙)

第5条 立候補者が当該地域組織の役員定数を超えた場合は選挙を行う。

- 2 得票の多数順に定数までの候補者を当選とする。

(信任投票)

第6条 立候補者が、当該地域組織の役員定数以内であって、地域組織の設置運営に関する規則に定める役員総数の下限を下回らない場合は信任投票を行う。

- 2 有効投票数の過半数の信任をもって当選とする。

(役員定数)

第7条 前2条の当選者数が地域組織の設置運営に関する規則に定める役員総数の下限を下回らない場合は、その当選者数をもって当該地域組織の役員定数とする。

(選挙運営)

第8条 本規則に定める事項以外の詳細については、役員候補者選出選挙管理委員会が定める。

附則（平成23年5月10日）

1 この規則は、平成23年5月10日から施行する。ただし、地域本部及び地域本部管轄下の支部への適用は、詳細な運営面での検討も加え平成25年7月からの任期の幹事選出からとする。

附則（平成24年1月19日）

1 この規則は、平成24年1月19日から施行する。

附則（平成25年1月9日）

1 この規則は、平成25年1月9日から施行する。